

出入国在留管理庁によると、令和2年6月時点での在留外国人は約288万人で、国籍・地域別人数では中国の786,830人に続き、韓国、ベトナムの順となっています。

就労ビザで最も多いのが「技能実習」ビザ=402,422人、次いで「技術・人文知識・国際業務」ビザ=288,995人です。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格者数はコロナの影響下においても対前年末+6.2%と増加しており、今後も伸びていくと考えられます。

令和2年(2020)6月末 在留外国人人数

	総数		男性		女性	
	人	%	人	%	人	%
令和2年6月	2,885,904	△1.6	1,425,043	△1.4	1,460,861	△1.8

令和2年10月9日 法務省出入国在留管理庁「令和2年6月末現在における在留外国人人数について」報道発表資料第1表より作成

国籍・地域別在留外国人人数 上位3位

国籍・地域	令和元年末(2019)		令和2年6月(2020)		増減率	構成比
	人	%	人	%		
中国	813,675		786,830(△26,845)	△3.3		27.3
韓国	446,364		435,459(△10,905)	△2.4		15.1
ベトナム	411,968		420,415(+8,447)	+2.1		14.6

令和2年10月9日 法務省出入国在留管理庁「令和2年6月末現在における在留外国人人数について」報道発表資料第1表より作成

都道府県別在留外国人人数 上位3位

都府県名	令和元年末(2019)		令和2年6月(2020)		増減率	構成比
	人	%	人	%		
東京都	593,458		568,665(△24,793)	△4.2		19.7
愛知県	281,153		276,282(△4,871)	△1.7		9.6
大阪府	255,894		253,303(△2,591)	△1.0		8.8

令和2年10月9日 法務省出入国在留管理庁「令和2年6月末現在における在留外国人人数について」報道発表資料第4表より作成

外国人に人気がある「技術・人文知識・国際業務」ビザ

技術

機械工学の技術者・システムエンジニアなど



人文知識

企画、営業、経理などの事務職



国際業務

英会話講師、翻訳・通訳、デザイナーなど



ビザの種類により、右のような条件が必要です。
誰でも簡単に働けるわけではありません。



おもな条件事例

- 母国の大卒あるいは日本の専門学校卒以上 (従事しようとする業務に関連する学科を専攻していたこと)
- 翻訳・通訳、語学指導は大学(短大)卒以上
- 10年以上の実務経験 など

知らなかった!

では済まされない!

不法就労助長罪にご注意!!

外国人が違法に就労した場合、本人のみならず事業主も罰せられることがあります。

- 1 不法滞在者・退去強制処分を受けている
- 2 就労許可のない在留カードを持っている
- 3 認められた範囲を超えて働いている

以上のような外国人を雇っているだけで、3年以下の懲役または300万円以下の罰金となる可能性があります!



必ず
在留カードの
確認を!

ビザが下りない!

申請が許可されないのには理由があります

ビザ申請が許可されない3つの原因

- 1 大学・専門学校で専攻した科目と関連しない業務
- 2 外国人が安心して長期間、働けない職場環境
- 3 日本人より不当に少ない給与額

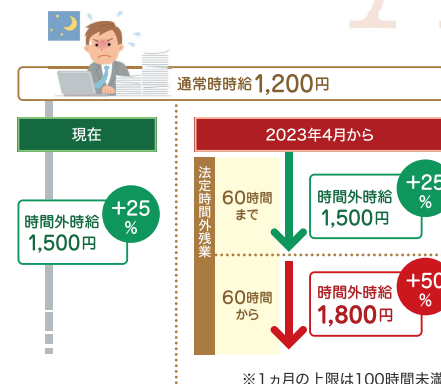


時間外労働についてのよくある質問

残業代の割増率が上がると聞いたのですが、上がるのはいつからですか?

残業が月60時間を越えると割増率が25%→50%

大企業では、すでに残業代の割増率は上がっています。中小企業では、1ヵ月に60時間を超える残業をすると最低の割増率が25%から50%に引上げになります(2023年4月から)。



賃金上げの代わりにの特例もある

この場合、特例で割増賃金の支払に代えて有給休暇を増やすことができます。ただし、それでも通常の25%の割増賃金は払わなければなりません。なお、60時間を超える残業を行う場合、普通の36協定ではなく、特別条項付きの36協定にしないと法令違反になりますので、ご注意ください。

ご相談ください

国による働き方改革はますます推進され、賃金規定の見直し、助成金の活用推奨など積極的な支援を進めています。就業規則の見直しは、社員から会社への信頼感や生産性の向上につながります。また、深刻な労働力不足を解決するための有能な外国人雇用が、採用活動の一つの柱となってくるでしょう。社内規程の見直しや外国人雇用の新規導入を検討されている場合は、ぜひご相談ください。

